

【nanaco モバイル会員規約】改定対比表

現行	改定後
※赤字部分が改定および追加箇所になります。	
第2条 (定義)	第2条 (定義)
<p>(8)利用端末とは、nanaco 加盟店または nanaco 加盟店の指定する場所に設置された、nanaco 電子マネーの読取りおよび引去り、取引データの記録その他の nanaco 電子マネーを利用した取引を行うために必要な機能を有する機器をいいます。</p>	<p>(8)利用端末とは、nanaco 加盟店または nanaco 加盟店の指定する場所に設置された、nanaco 電子マネーの読取りおよび引き去り、取引データの記録その他の nanaco 電子マネーを利用した取引を行うために必要な機能を有する機器をいいます。</p>
第5条 (会員番号・パスワードの管理)	第5条 (会員番号・パスワードの管理)
<p>5. 会員は、会員番号またはパスワードを忘れた場合または会員番号またはパスワードが第三者に使用されていることが判明した場合には、直ちに本規約末尾に記載の nanaco お問い合わせセンターに連絡の上、nanaco お問い合わせセンターの指示に従うものとします。</p>	<p>5. 会員は、会員番号またはパスワードを忘れた場合または会員番号またはパスワードが第三者に使用されていることが判明した場合には、直ちに本規約末尾に記載の nanaco お問い合わせセンターに連絡のうえ、nanaco お問い合わせセンターの指示に従うものとします。</p>
第7条 (nanaco 電子マネーサービスの利用)	第7条 (nanaco 電子マネーサービスの利用)
<p>1. 会員は、nanaco 加盟店で nanaco 電子マネーサービスを利用して商品等の購入または提供を受けることができます。ただし、商品券その他の金券類・はがき・切手・印紙類・その他別途定める一部商品について、nanaco 加盟店により利用を制限する場合があります。</p>	<p>1. 会員は、nanaco 加盟店で nanaco 電子マネーサービスを利用して商品等の購入または提供を受けることができます。ただし、商品券その他の金券類・はがき・切手・印紙類・その他別途定める一部の商品等について、nanaco 加盟店により利用を制限する場合があります。</p>
第10条 nanaco 電子マネーの <b>合算</b>	第10条 nanaco 電子マネーの <b>移転</b>
第11条 (nanaco 電子マネーサービスの利用ができない場合)	第11条 (nanaco 電子マネーサービスの利用ができない場合)
<p>会員は、次のいずれかの場合においては、<b>その期間において</b>、チャージすること、nanaco 電子マネーサービスを利用した商品等の購入もしくは提供を受けること、<b>ならびに</b>nanaco 携帯電話内残高およびセンター預り残高の確認をすることが<b>できません</b>。</p>	<p>会員は、次のいずれかの<b>事由が生じた場合</b>においては、<b>当該事由が解消されるまでの間</b>、チャージすること、nanaco 電子マネーサービスを利用した商品等の購入もしくは提供を受けること、nanaco 携帯電話内残高およびセンター預り残高の確認をすること<b>その他の nanaco 電子マネーサービスの全部または一部の利用ができなくなる場合があること</b>に<b>あらかじめ同意</b>します。</p>
(1) nanaco 電子マネーサービスシステムに故	(1) nanaco 電子マネーサービスの <b>システムに</b>

<p>障が生じた場合およびシステム保守管理等のためにシステムの全部または一部を休止する場合。</p>	<p>故障が生じた場合、当該システム保守管理等のために当該システムの全部または一部を休止する場合その他の当該システムの都合上やむを得ない場合。</p>
<p>(2) nanaco 携帯電話・利用端末・チャージ端末・これらに付随する機器等の破損または電磁的影響・停電その他の事由による使用不能の場合。</p>	<p>(2) nanaco 携帯電話、利用端末、チャージ端末およびこれらに付随する機器その他の nanaco 電子マネーサービスの利用に必要となる物理的媒体が、破損、電磁的影響、停電その他の事由により使用不能となった場合。</p>
	<p>(5) nanaco 電子マネーサービスに適用される法令の改廃、当該法令の所管官庁による当該法令の解釈運用の変更その他の法令環境の変化により nanaco 電子マネーサービスの利用の内容、方法その他の条件を変更する必要が生じた場合</p>
<p>(3) その他やむを得ない事由のある場合。</p>	<p>(6) 前各号に定めるほか、やむを得ない事由のある場合。</p>
<p>第12条 (退会および会員資格の喪失)</p>	<p>第12条 (退会および会員資格の喪失)</p>
<p>1. 会員は、当社所定の方法により退会をすることができます。この場合、当社所定の期間が経過したときに、会員資格が喪失され、nanaco 電子マネーサービスの利用ができなくなります。なお、当該退会までに会員が nanaco 携帯電話内残高およびセンター預り残高を使い切っていない場合、当社は当該 nanaco 携帯電話内残高およびセンター預り残高をゼロとすることができ、また、現金の払戻しも行いません。</p>	<p>1. 会員は、当社所定の方法により退会をすることができます。この場合、当社所定の期間が経過したときに、本規約に基づく会員たる地位(以下「会員資格」といいます。)が喪失され、nanaco 電子マネーサービスの利用ができなくなります。なお、当該退会までに会員が nanaco 携帯電話内残高およびセンター預り残高を使い切っていない場合、当社は当該 nanaco 携帯電話内残高およびセンター預り残高をゼロとすることができ、また、現金の払戻しも行いません。</p>
<p>第14条 (nanaco 携帯電話破損・汚損・喪失時等の措置)</p>	<p>第14条 (nanaco 携帯電話破損・汚損・喪失時等の措置)</p>
<p>4. 会員が nanaco 携帯電話の破損・汚損・喪失等を届け出てから当社による使用停止措置が完了するまでに一定期間を要することを会員は了承するものとします。</p>	<p>4. 会員が nanaco 携帯電話の破損・汚損・喪失等を届け出てから当社による使用停止措置が完了するまでに一定期間を要することを会員はあらかじめ了承するものとします。</p>
<p>第16条 (個人情報の収集・利用)</p>	<p>第16条 (個人情報の収集・利用)</p>
<p>会員(本条においては、nanaco 電子マネーサービスの入会申込をしようとする方を含みます。)は、氏名・生年月日・住所・電話番号等、会員が入会申込時および入会後に当社に届け出た事項</p>	<p>会員(本条においては、nanaco 電子マネーサービスの入会申込をしようとする方を含みます。)は、氏名・生年月日・住所・電話番号等、会員が入会申込時および入会後に当社に届け出た事項</p>

<p>および nanaco 電子マネーサービスの利用履歴等の情報（以下「個人情報」といいます。）を、当社が別途定める「個人情報の取扱いに関する重要事項」に記載した利用目的および共同利用の定めに基づき、必要な保護措置を行ったうえで収集・利用することに同意します。</p>	<p>および nanaco 電子マネーサービスの利用履歴等の情報（以下「個人情報」といいます。）を、当社が別途定める「個人情報の取扱いに関する重要事項」に記載した利用目的および共同利用の定めに基づき、必要な保護措置を行ったうえで<b>当社が</b>収集・利用することに<b>あらかじめ</b>同意します。</p>
<p>第18条（規約の変更）</p>	<p>第18条（規約の変更）</p>
<p>2. 前項の告知がなされた後、会員が退会することなく1<del>ヶ</del>月が経過した場合には、当社は、会員が当該変更内容を承諾したものとみなします。</p>	<p>2. 前項の告知がなされた後、会員が退会することなく1<b>カ</b>月が経過した場合には、当社は、会員が当該変更内容を承諾したものとみなします。</p>
<p>第19条（nanaco 電子マネーサービスの終了）</p>	<p>第19条（nanaco 電子マネーサービスの終了）</p>
<p>1. 当社は、次のいずれかの場合には、会員に対し事前に当社所定の方法で周知することにより、nanaco 電子マネーサービスを<b>全面的に</b>終了することができるものとします。</p>	<p>1. 当社は、次のいずれかの場合には、会員に対し事前に当社所定の方法で周知することにより、nanaco 電子マネーサービスの<b>全部または一部を</b>終了することができるものとします。</p>
<p>（2）法令の改廃。</p>	<p>（2）<b>nanaco 電子マネーサービスに適用される</b>法令の改廃。</p>
<p>第20条（<b>制限</b>責任）</p>	<p>第20条（責任<b>制限</b>）</p>
<p>第21条（通知の到達）</p>	<p>第21条（通知の到達）</p>
<p>当社が、会員に対して通知を行うにあたり、郵便・電子メール等の方法による場合には、当社は会員から届けられた住所、電子メールアドレスに宛てて通知を発送すれば足りるものとし、当該通知の到達が遅延し、または到達しなかったとしても、通常到達するであろう<b>時</b>に到達したものとみなします。</p>	<p>当社が、会員に対して通知を行うにあたり、郵便・電子メール等の方法による場合には、当社は会員から届けられた住所、電子メールアドレスに宛てて通知を発送すれば足りるものとし、当該通知の到達が遅延し、または到達しなかったとしても、通常到達するであろう<b>とき</b>に到達したものとみなします。</p>